

幼稚園免許所有者は免除申請をすることにより「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除になります。

↑上記3科目免除にあたり、大学から発行する証明書はありません

上記3科目以外の「指定保育士養成施設における学び」について

入学年度はいつですか

2019年度以降の入学

2018年度以前の入学

2018年度以前の入学生は、改正後の試験科目に本学のカリキュラムが対応していません。
令和4年度の後期試験をもって、2018年度以前入学生用「幼教専修証明書」の発行は終了いたしました。
幼稚園免許所有者である場合、3科目免除は可能なので、保育士試験事務センター発行『受験申請の手引き』
をご確認ください。

保育科、子ども学科、発達臨床学科の開設科目について単位修得をしている場合、証明が可能です。

ただし、1試験科目に対して複数の大学開設科目が対照となるケースがあります。

(例:試験科目「子どもの保健」⇒大学開設科目「子どもの保健」「子どもの保健と安全」の2科目を要単位修得)

試験科目に該当する科目の単位を修得しているか否かは、証明書の申込を以ってご確認ください。